

寒川町自殺対策計画推進協議会委員を募集します！

寒川町では誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、計画の推進について検討する「寒川町自殺対策計画推進協議会」委員を募集します。



町では自殺対策基本法に基づいて、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、支えあい、こころつながるまち さむかわ自殺対策計画を策定しました。

寒川町自殺対策計画推進協議会は、自殺対策における計画の推進について検討する機関です。

公募による町民、関係団体及び行政機関職員等の委員、15人以内で構成されます。

会議は年2～3回の開催を予定しています。

■募集人数 1人

■委員任期 令和7年12月1日から令和9年3月31日まで

■謝 礼 記念品



あなたの意見
聞かせてくだ
さい！！

応募資格 ※任期の初日において次の要件をすべて満たす方

- 寒川町に在住、在勤又は在学の満18歳以上であること。
- 寒川町の他の審議会、委員会、懇話会等の委員に選任されていないこと。
- 寒川町を含む行政機関の職員又は寒川町議会議員でないこと。
- 同一の審議会等の公募委員を2期続けて務めている場合は、その職を退いてから2年以上経過していること。

応募方法

裏面申込書及び小論文（200～400字程度、様式自由、テーマ「誰も自殺に追い込まれることのない社会を実現するには何が必要ですか。」についての私の考え）を、町民窓口課まで郵送、直接持参、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法で提出。

小論文は、次の3つのポイント及びその他特に注目すべき点に基づき、選考委員が採点します。

【小論文のポイント】

1. 自分の考えに基づき論じているか。
2. 自殺対策について広い視野を持っているか。
3. 自殺を個人の自由な意思や選択の結果ではなく、社会の問題として捉えているか。

【提出方法】

○郵送の場合 〒253-0196 ※郵便番号だけで住所の記載が無くても届きます。

寒川町役場 町民部 町民窓口課 相談・人権担当あて

○直接持参の場合 町役場本庁舎2階 町民相談室まで

○ファクシミリの場合 0467-74-2833

○電子メールの場合 soudan@town.samukawa.kanagawa.jp

■申込書の配布場所 町役場本庁舎1階町民窓口課、2階町民相談室、町民センター、町民センター分室、寒川総合図書館、北部・南部文化福祉会館、シンコースポーツ寒川アリーナ（寒川総合体育館）、町ホームページ ※申込書のダウンロードができます。

■応募締切 令和7年10月27日（月）必着

■選考結果 申込書及び小論文により選考委員会で選考し、結果は文書でお知らせします。

■問い合わせ 町役場 町民窓口課 相談・人権担当 電話 0467-74-1111（代表）内線 473

年 月 日

公募委員応募申込書

(宛先)寒川町長

氏 名

以下のとおり、町の審議会等の公募委員に応募します。

住 所			
連 絡 先			
職 業		生年月日	年 月 日
寒川町との関わり	在住・在勤・在学	性 別	
審議会等の名称	寒川町自殺対策計画推進協議会		
自己アピール			
住民活動の経験 (ある場合は記載してください。)			
応募の動機			
公募委員の経験がある場合は、その名称と任期	名称	任期	
選定基準及び応募資格 (選任日時点)	☐ 応募する審議会等の公募委員に選任された場合において、次のいずれにも該当しない。 - 当該公募委員に3回連続で選任されることとなる。 - 当該公募委員に2回連続で選任され、その職を退いてから2年以上経過しないで当該公募委員に選任されることとなる。 ☐ 寒川町自治基本条例第3条第1号に規定する町民のうち満18歳以上の者である。 ☐ 寒川町の他の審議会等の委員に選任されていない。 ※全てに当てはまらなければ、応募はできません。		

※ 記入スペースが足りない場合には、別紙(様式は問いません。)に記入し、添付してください。

※ 個人情報の取扱いについて

公募委員の応募、選定等に関し、本申込書に記載した個人情報その他公募委員の応募、選定等に必要の情報について、町長が利用することに同意します。

署名 _____